

議事要旨(6) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に西川委員長より、特別目的会社専門委員会の超短期プロジェクトである投資事業組合の連結については、前回、コメントを踏まえた考え方の整理を紹介したが、今回はその文案の修正を議論するとともに、有限責任事業組合(LLP)、合同会社(LLC)の出資者の連結の会計処理について、投資事業組合の取扱いを参照しているために合わせて検討を行うとの説明がなされた。

引き続き、秋葉統括研究員より、「審議事項(6)-1 投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」、及び「審議事項(6)-2 組合を利用した投資の多様化に伴う考え方の整理(案)」に基づき、投資事業組合の連結についての検討状況の説明がなされた。その後、五反田屋専門研究員より、「審議事項(6)-3 有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に基づき、LLP、LLCの出資者の会計処理についての検討状況の説明がなされた。

1. 投資事業組合の連結

- ・ 投資事業組合の支配力基準及び影響力基準の判断については、株式会社で議決権を想定している連結原則等を基本的には業務執行の権限を用いることによって判断することが適当である。
- ・ 投資事業組合については民法上の任意組合や商法上の匿名組合などの法形態があるが、株式会社と異なり各組合員が定期的の方針決定に関わっているかどうか判別できないことが多く、また、業務執行組合員が方針決定を行っている場合も少なくないため、連結原則の定めを投資事業組合に具体的に適用した場合として、業務執行組合員の子会社に該当するケースを列挙している。(Q1の2)
- ・ 特に、投資事業組合の資金調達額の概ね過半の融資について金融機関が通常の営業取引として融資を行っている場合の内容や、投資事業から生じる利益又は損失の概ね過半の享受又は負担についてさらに詳細な記述を行うかどうかは今後、さらに検討する。(Q1の2(2))
- ・ 一方、投資事業組合においては、業務執行組合員が方針決定をできないことが明らかであると認められる場合として、所有と経営が一致しておらず、業務執行組合員の執行する業務が管理業務に準ずると認められる場合(ただし、個別財務諸表の処理としていわゆる総額法を採用している場合)や、当該投資事業組合が出資者等の子会社に該当しないと推定された特別目的会社の場合などを挙げている。(Q2の(2))
- ・ その他、子会社の支配が一時的と認められる場合(Q4)や、連結することにより利害関係者の判断を誤らせるおそれがある場合(Q5)について、コメントを踏まえて適宜、修正を行うとともに、影響力基準による関連会社の判定については、連結財務諸表では個別財務諸表の処理(総額法や折衷法)をそのまま取り込む旨を加えている(Q6の2)。
- ・ さらに、実務対応報告の適用により、これまで行ってきた会計処理と異なる場合には、これまでの会計処理が不合理であると認められる場合を除き、会計基準の変更による会計方針の変更として取り扱うことを明示している。

この投資事業組合の連結に対して委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下の

とおりである。

- ・ Q2の(2)は、業務執行組合員が総額法を採用することとしているが、総額法でなければならない積極的な理由はないのではないか、実務では3つの処理が行われており、総額法しか認めないとすると実務が大きく変わるのではないかという指摘があった。これに対して事務局からは、Q2の(2)は、業務執行組合員が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針決定をできないことが明らかなケースを取り上げており、Q1では業務執行の権限を有する者が連結することになるが、その業務が管理業務に準ずるということになると連結しない場合がある。しかし、個別上、総額法を採用すれば組合の数値が反映されることになるので、多くの場合、問題はないことになる。そのような工夫をすることにより、ここでは総額法を採用することとしているとの説明がなされた。
- ・ 適用時期については、誤謬か、会計処理の変更か、實際上、どのように判定をするのか難しいのであり、この実務対応報告により連結の範囲に含める場合、ほとんどは会計基準の変更による会計方針の変更であって、過去に監査で適正とされている場合には不合理だったといえないのではないかと意見があった。これに対して事務局からは、すべてのケースが認められるとすると誰が見ても不合理な場合も認められることになってしまうことになるため、一律に会計方針の変更として取り扱うことは困難であり、「明らかに不合理であると認められる場合を除き、」という方向性で検討するとの説明がなされた。
- ・ Q2の(2)で、「投資事業から生ずる損益の大部分が当該出資者に形式的にも実質的にも帰属しない場合」の損益について税効果をどのように考えるかとの質問があった。これについては、投資事業から生ずる損益については、そもそもQ1の(2)で損益の中身を議論しており、これは損益をどの程度まで触れるかにもよるため、今後、専門委員会で議論するとの回答がなされた。

2. LLP、LLCの連結

- ・ LLPが子会社又は関連会社に該当するかどうかについては、組合と同様に、支配力基準又は影響力基準によって判定する。LLPは共同の事業を営み、また、原則として総組合員の同意により業務の執行が決定されるが、複数の連結会社が同一のLLPに出資する場合や、ある組合員の緊密な者に該当する者が組合に対して出資を行っている場合などでは、特定の出資者が当該組合の財務及び営業又は事業の方針の決定を行っているものと認められる場合があり、その場合には当該組合は出資者の子会社となる。(Q2)
- ・ LLCにおける業務執行の決定は、社員の過半数をもって行われるが、定款の別段の定めにより他に業務を執行する社員がおらず、ある出資者が業務の執行を決定している場合には、当該出資者が財務及び営業又は事業の方針を決定し、LLCを支配していることが多いと考えられる。(Q4)

このLLP、LLCの連結に対して委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のとおりである。

- ・ LLCは個別上、株式会社と同様の原価法とされているが、Q4では連結の支配についてその類似性から投資事業組合のルールを参照するとされ、「支配していることが多い」とされており、それには、多少、違和感がある。もしそのようにするとしても参照箇所は限定すべきであり、どこを参照するのかを示す必要があるとの意見が

あった。これに対して事務局からは、LLC への出資に関する連結上の会計処理については、公開草案の段階でも Q4 で組合への出資に関する処理を参照している。LLC の場合も所有と経営が一致しているという観点から、支配の状況を見る上では組合のルールを参照することになるのではないかと、ただし、どの部分までを参照するかについては今後、検討するとの説明がなされた。

以 上